

住宅用火災警報器の寿命は 約 10 年です

正常に作動するように新しいものに交換しましょう!!



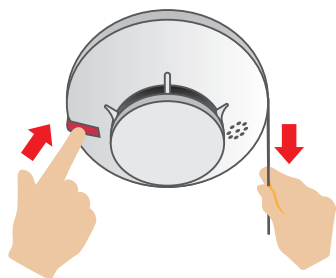
鶴見区のマスコット
ワックン

住宅用火災警報器の設置が義務化されてから 10 年が経過しました

住宅用火災警報器は定期的に点検しましょう

点検のしかた

ヒモがある場合は、ヒモを引く
またはボタンを押す



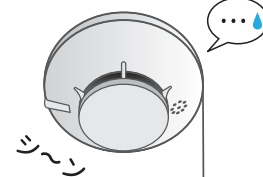
【 正常な場合 】

警報音がなります

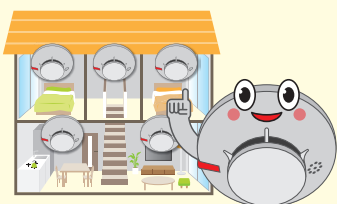


【 こんな場合は交換時期 】

- ・ 正常な警報音にならない
- ・ 音にならない



電池切れ・故障の可能性
があります



住宅用火災警報器は早期に火災を気付かせ
「逃げ遅れ」を防ぐ重要な機能を備えています。
いざという時のために、
大切な命と財産を守りましょう!!

横浜市消防局マスコットキャラクター
ハマくん

ご自宅で
確認して
みてね。



住宅用火災警報器の点検や設置について不明な場合は消防署・予防係まで問い合わせください

お問合せ ▶ 鶴見消防署 総務・予防課 予防係 ☎045-503-0119

住宅用火災警報器を設置（交換）

していないと…

火災時の被害増大!!

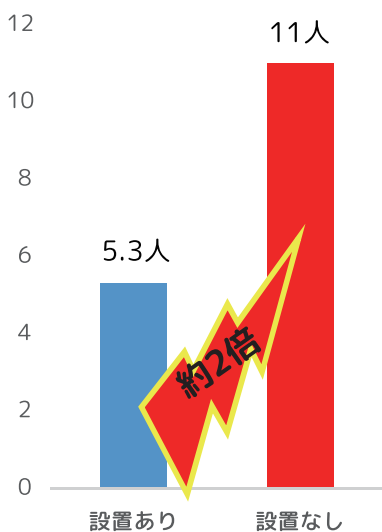


住宅用火災警報器の設置「あり」「なし」別の火災被害

（平成 29 年から令和元年までの 3 年間に於ける失火を原因とした住宅火災について分析）

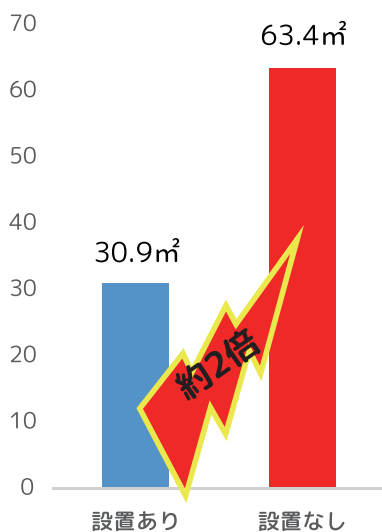
死者数

（人／火災100件）



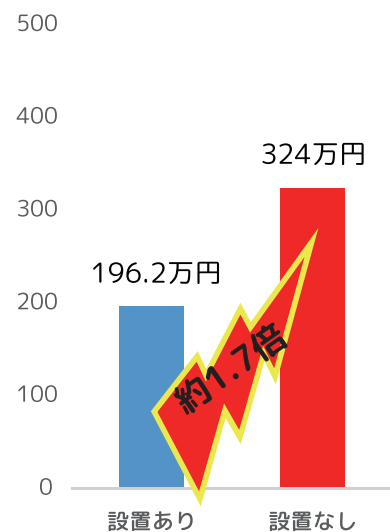
焼損床面積

（㎡／火災1件）



損害額

（万円／火災1件）



※1 住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

※2 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

※3 死者の発生した経過が「殺人・自損」（放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者）であるものを除く。

出展：総務省消防庁ホームページ



新しい警報器を買ったけど…

「どこに取付けるのかわからない」「高い所に付けるのが不安」

などお困りの場合、鶴見消防署までご相談ください。

状況に応じて消防職員が取付けのお手伝いなどをします。

お問合せ ▶ 鶴見消防署 総務・予防課 予防係
☎ 045-503-0119

消防団員を募集しています!!

現在、鶴見消防団では主婦、学生、サラリーマン、自営業など
様々な職業、年齢の方が消防団員として活躍しています。
あなたも一緒に地域の安全・安心に貢献してみませんか？



鶴見消防団 PR 動画を
作成しました！
ぜひご覧ください ▶



インターネットでも
お申込みも受け付けて ▶
います



お問合せ ▶ 鶴見消防署 総務・予防課 消防団係 ☎ 045-503-0119

横浜市消防団

